

耐震相談会

『建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法案』（改正耐震改修促進法）が2013年5月29日に公布、同年11月25日に施行されました。この改正耐震改修促進法により、不特定多数の方々や避難弱者の利用する大規模建築物、避難道路沿道建築物などに対して、耐震診断および診断結果の報告が義務化され、耐震診断の結果が公表されることになりました。また、報告義務を怠った場合、罰則（100万円以下の罰金）が科せられることとなります。耐震総合研究所では、耐震診断の必要性・耐震診断費用・耐震改修方法・耐震改修工事費用などについて、相談会を実施しております。耐震相談会を通じて耐震化へのご理解を深めていただき、建物の耐震化へのお手伝いをさせていただきます。

内容

建物の耐震化について

- ・ 耐震診断の必要性
- ・ 耐震診断の費用と期間
- ・ 耐震改修の工法や費用

お申込み方法

開催希望日・開催場所・参加人数を電話又はFAXで送付して下さい。

開催場所の確保及び参加者の募集は、事前にお客様で必ず行って下さい。

主催

一般財団法人 耐震総合研究所

送付先・お問い合わせ先

【相談窓口】

〒108-0074 東京都港区高輪 4-23-5

品川ステーションビル 10F

【TEL】03-6450-3816

【FAX】03-6450-3817

お気軽にお問い合わせ下さい。

時間

開催希望日の10:00～17:00（予定）

※1人あたり約30分～60分を予定

※当日は当研究所の職員がお伺いします。（2名）

※当日の相談会は、無料相談会となります。

※交通費のご負担をお願いします。（宿泊が必要な場合は、宿泊費のご負担をお願いします）

※会場費の負担が必要な場合は、ご負担をお願いします。

「耐震相談会」申込書

一般財団法人 耐震総合研究所/相談窓口行 FAX : 03-6450-3817

ふりがな		
会社名 又は 団体名		
住所	〒 —	
電話番号 (FAX 番号)		
Mail		
担当者		
開催希望日	第一候補日	
	第二候補日	
	第三候補日	
開催場所（※開催場所の確保及び参加者の募集は、事前にお客様で必ず行って下さい。） 〒 —		
参加人数		
お問い合わせ内容（任意）		

※お寄せいただいた申込書はお客様と当研究所との為のみに活用させていただくもので、それ以外のもので使用することは一切致しません。
※お問い合わせ内容によっては、お客様へお返事を差し上げるまでにお時間を頂く事がございます。予めご了承下さい。